

(平成24年4月4日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認千葉地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	13 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	7 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年1月及び同年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年1月から同年3月まで

私は、A市で昭和46年11月に国民年金に加入し、47年3月まで国民年金保険料を納付した。年金事務所から申立期間の保険料は還付済みとの通知を受け取ったが、還付を受けた覚えは無いので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A市で昭和46年11月に国民年金に加入し、47年3月まで国民年金保険料を納付した。」と述べているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、46年12月に払い出されており、申立期間の保険料を納付することが可能であったと考えられる上、オンライン記録により、同年11月及び同年12月の国民年金保険料を納付していることが確認できる。

また、申立人は、申立期間前後において、厚生年金保険から国民年金への切替手続及び第1号被保険者から第3号被保険者への切替手続を複数回適切に行っていることから、申立人の国民年金制度への理解及び保険料の納付意識の高さが認められる。

さらに、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の保険料を全て納付しており、申立期間は3か月と短期間であることを考え合わせると、申立期間の保険料を納付していたものとするのが自然である。

一方、A市の国民年金被保険者名簿には、申立期間に係る保険料について、「転出のため 還付済み」の記載があるが、保険料の還付手続を行う社会保険事務所（当時）が保管する申立人の特殊台帳には当該還付の記録

は見当たらない上、同市は「転出を理由に保険料を還付することは考えられない。どうしてそのような記載があるのか分からない。」としていることから、保険料が還付されたとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

しかしながら、申立人は、申立期間のうち、昭和 47 年 3 月については、厚生年金保険の被保険者であるため、国民年金の被保険者となり得る期間ではないことは明らかであることから、この期間の記録訂正を行うことはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年11月から42年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年11月から42年10月まで

私は、昭和53年11月8日付けでA町役場（当時）から国民年金特例納付案内書のはがきが届いたので、夫と相談し、同年11月から遅くとも54年2月頃までに、夫が同役場へはがきを持参し、申立期間の保険料4万8,000円を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることは納得できないので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金の加入期間に未納は無く、国民年金保険料の納付意識が高かったものと認められる。

また、申立人は、昭和53年11月から54年2月頃までの期間に申立期間の保険料を申立人の夫が納付したと主張しているところ、その納付時期は第3回特例納付実施期間中である上、申立人が所持する国民年金特例納付案内書には、申立期間の保険料を納付した旨のメモ書きが確認でき、申立人の夫は、「これは納付した当時、私が記載したものである。」と申述しているほかに、納付金額、納付場所について具体的に記憶しているなど、申立人の夫の申述内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成14年2月1日から同年3月1日までの期間、15年8月1日から同年9月1日までの期間及び16年8月1日から同年9月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を14年2月は32万円、15年8月は22万円、16年8月は24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和28年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成14年2月1日から20年1月1日まで

私は、A社に昭和53年8月16日から継続して現在も勤務しているが、平成14年2月から19年12月までの給与は30万円から47万円をもらっていたのに、厚生年金保険の記録では、標準報酬月額が20万円から24万円と記録されていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、申立人から提出されたA社の給与明細書及び給与所得の源泉徴収票から、申立期間のうち、平成14年2月は32万円、15年8月は22万円、16年8月は

24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準報酬月額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は当該期間に係る厚生年金保険料を誤って控除したことを認めていることから、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成14年3月1日から15年8月1日までの期間、同年9月1日から16年8月1日までの期間及び同年9月1日から20年1月1日までの期間については、上記給与明細書等により、当該期間において事業主が源泉控除していたと認められる保険料控除額及び報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成2年12月1日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、24万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和41年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年9月30日から同年12月1日まで

私は、平成2年9月11日から同年11月30日までA社に勤務したが、厚生年金保険の被保険者記録が同年9月30日までしかないことは納得できないので、調査して厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同社が適用事業所でなくなった日（平成2年10月31日）以降の同年12月25日付けで、同年9月30日に遡って記録されることが確認できる上、同社の従業員96人のうち89人の資格喪失日についても遡及処理されていることが確認できる。

また、雇用保険の加入記録によれば、申立人のA社における離職日は平成2年11月28日とされ、その後、申立人は、同年12月1日に同社が属するBグループ企業内のC社において厚生年金保険及び雇用保険の被保険者資格を取得していることが確認できるところ、A社における雇用保険の離職日が申立人と同様に同年11月28日となっている元同僚は、同グループ企業の中核であるC社が発行した退職証明書を所持しており、当該退職証明書により、当該元同僚は同グループ企業に属する複数の事業所に昭和59年2月13日から平成7年6月30日まで継続して勤務していたことが確認できること、及びオンライン記録において、申立人のほかにA社から同グループ企業のC社に異動し、2年12月1日に被保険者資格を取得し

ている者が4人いることが確認でき、同日にA社及びC社において人事異動等が行われたことが推認されることを考え合わせると、申立人のA社における雇用保険の離職日は雇用実態に基づき届け出られたものとは考え難く、申立人は、申立期間において同社に勤務した後、同年12月1日に同グループ企業のC社に異動したものと考えられる。

なお、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日は、平成23年8月31日付けで、2年12月1日に訂正されている。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、申立人について、平成2年9月30日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該資格喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日については、申立人の勤務実態が推認できる同年11月30日の翌日である同年12月1日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、24万円に訂正することが妥当である。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和57年4月から59年3月までの期間、60年4月から61年3月までの期間及び62年4月から平成13年3月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年4月から59年3月まで  
② 昭和60年4月から61年3月まで  
③ 昭和62年4月から平成13年3月まで

私は、A市で昭和49年11月頃にB（業種）を開業し、市役所の指示で国民年金に加入した。6、7年後から経営状態が悪くなって国民年金保険料を納付することができなくなり、市役所から保険料を徴収に来た職員に相談をしたところ、免除申請をしておくとのことであった。その後も、職員が来て、その場で書類に氏名だけ記入して渡したこともあり、自分で手続した記憶は無いが、申立期間は全て免除されたはずなのに未納とされていることは納得できないので調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間は全て国民年金保険料の納付を免除された期間であると主張しているところ、申立期間は、合計204か月と長期間であり、この間を全て免除期間とするためには、合計17回の免除申請が必要となり、行政がこれだけ多数の免除申請に係る事務処理を全て誤るとは考え難い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の元妻と連番で払い出されているところ、申立人の元妻も、申立期間①及び②の国民年金保険料は未納であり、申立人の記録と一致している。

さらに、申立期間③については、オンライン記録において、申立人は、昭和62年4月に国民年金の届出上の住所地に不在であると決定され、その後、平成13年10月に所在が判明したことが確認でき、申立期間③に係る免除手続が行われたとは考え難い。

加えて、申立人は、「未納の督促に来た市の職員に手続を依頼し、その後は免除期間が継続すると聞いた。」と申述しているが、全額免除等の継続申請が可能になったのは、平成 17 年 7 月以降であり、申立期間当時は毎年申請を行う必要があったことから申立人の申述と相違する上、申立人が申立期間の保険料の納付を免除されていたことを示す関連資料（免除申請書控、免除申請承認通知書等）は無く、ほかに申立期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 9 月から 44 年 3 月までの期間、48 年 1 月から同年 3 月までの期間、49 年 1 月から 50 年 9 月までの期間、53 年 4 月から 54 年 3 月までの期間、59 年 7 月から 60 年 3 月までの期間及び 61 年 10 月から同年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 9 月から 44 年 3 月まで  
② 昭和 48 年 1 月から同年 3 月まで  
③ 昭和 49 年 1 月から 50 年 9 月まで  
④ 昭和 53 年 4 月から 54 年 3 月まで  
⑤ 昭和 59 年 7 月から 60 年 3 月まで  
⑥ 昭和 61 年 10 月から同年 12 月まで

私は、国の記録では申立期間①から⑥までの国民年金保険料が未納とされているが、A市の集金人又は取引先の信用金庫の営業員を通じて国民年金保険料を納付してきており、未納であるはずはないと思うので調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する国民年金手帳には、昭和 45 年 3 月 9 日発行と記載されており、申立人は、同時期に国民年金の加入手続を行ったと推認できるところ、同時点で申立期間①は過年度となるが、申立人は、「国民年金保険料はA市の集金人か信用金庫の営業員を通じて納付しており、過去に遡って納付した覚えは無い。」と述べている。

また、申立人の所持する国民年金手帳の申立期間②に該当する印紙検認記録欄に検認印は無く、当該ページの印紙検認台紙は昭和 48 年 5 月の割印が押されて切り取られていることから、同時点で申立期間②は未納だったことがうかがえる。

さらに、申立期間⑥の直後の昭和 62 年 1 月から同年 3 月までの期間は、平成元年 2 月 16 日に過誤納保険料の充当処理が行われており、当初、昭和 61 年 10 月から 62 年 3 月までは連続した未納期間であり、当該充当処理の時点では、申立期間⑥は時効のために充当が行われなかったものと考えられる。

加えて、申立期間①から⑥までは、A 市の国民年金被保険者名簿においても未納と記録されており、オンライン記録及び特殊台帳の記録と一致している上、申立期間は 6 回、合計 55 か月と長期間に及んでおり、行政がこれほどの回数において年金記録の事務処理を誤るとは考え難い。

このほか、申立人が申立期間①から⑥までの保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①から⑥までの保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①から⑥までの国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和55年1月から57年2月までの期間及び同年4月から同年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和35年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和55年1月から57年2月まで  
② 昭和57年4月から同年10月まで

私は、当時は学生で実家を離れていたが、住民票は実家にあつたので、母が国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行ってくれていたはずであるのに、申立期間について未加入の記録とされていることは納得できないので調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の年金手帳には、初めて国民年金の被保険者となった日が昭和60年4月1日と記載されており、A県B郡C村（現在は、D郡E町）の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録と一致していることから、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することはできない。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、A県管内において、申立人に申立期間の保険料を納付する前提となる別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、加入手続及び保険料納付を行ったとする申立人の母から聴取することができないことから、国民年金の加入手続及び保険料納付の状況は不明である上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成5年8月から6年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年8月から6年10月まで

私は、仕事の関係で平成5年8月から9年1月までの期間、外国に居住していたが、その間、父が国民年金保険料の納付代理人となり、A市において国民年金の任意加入手続を行い、申立期間の保険料は、父が定期的に納付していたはずであり、未加入期間とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成5年8月に、申立人の父を国民年金保険料の納付代理人として、A市で国民年金の任意加入手続を行ったと主張しているが、申立人が所持している年金手帳には、同年8月11日に国民年金の被保険者資格を喪失し、6年11月29日に任意加入被保険者として資格を再取得したことが記載されており、その資格記録とオンライン記録が一致していることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、国民年金保険料を納付できない期間である。

また、A市の国民年金被保険者名簿により、申立人は、平成5年8月11日に国民年金の被保険者資格を喪失し、6年11月29日に申立人の父を協力者として、A市にて任意加入被保険者資格を取得したことが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間に係る国民年金の任意加入手続及び申立期間の保険料納付に直接関与しておらず、任意加入手続及び保険料納付を行ったとする申立人の父は、加入手続及び保険料の納付時期に関する記憶が明確でない。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、

確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 千葉国民年金 事案 4196（事案 3439 の再申立て）

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 4 月から 39 年 10 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月から 39 年 10 月まで

私は、昭和 38 年 4 月から 39 年 10 月までの期間、国民年金が未加入となっているが、当時、働いていた事業所の給料から国民年金保険料が控除されていたと思うので、再度、調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人は、昭和 38 年 4 月に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張するところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、45 年 4 月頃に申立人の妻と連番で払い出され、同時期に国民年金の加入手続を行ったことが推認できることから、申立人の主張と相違する上、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であること、ii) 国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき平成 23 年 4 月 4 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、自ら納付していたという前回の申立内容を変更して、申立期間当時、勤務していた A 社において、給料から国民年金保険料を控除されていたと主張し、再申立てを行っている。

しかし、当該事業所の事業主は既に死亡しており、申立期間に係る国民年金保険料の控除について確認することができない上、申立人が氏名を挙げた元同僚からも、国民年金保険料の納付状況について具体的な供述は得られない。

また、申立期間当時、当該事業所に勤務していた者の中には、申立人の



ほかにも国民年金に未加入であった者もいたことから、当該事業所が従業員の国民年金の加入手続きを行い、申立期間の保険料を納付していたと推認することは困難である。

このほかに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる新たな資料等は提出されておらず、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 36 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月及び同年5月

私は、当時大学生が国民年金の任意加入の対象者であることを認識していたので、\*歳で大学を卒業した直後の平成元年4月頃に、A市役所に行き国民年金の加入手続を行ったことを定かでないが記憶している。国民年金保険料をどのように納付したかは記憶に無いが、納付意思があったから国民年金に加入したのであり、加入直後の同年4月及び同年5月の保険料が未納とされていることに納得できない。

また、私は卒業時の年齢が\*歳であったため、一般通常の学生よりも将来の年金の受給額が少なくなることを危惧しており、少しでも早く保険料の納付を始めたいと考えていた点からも、加入直後の保険料が未納であることに不自然さを感じる。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、\*歳で大学を卒業した直後の平成元年4月頃に、A市役所に行き国民年金の加入手続を行ったことを定かでないが記憶している旨主張しているところ、オンライン記録において、申立人の国民年金手帳記号番号より59番前の任意加入者の資格取得日が同年11月4日であることが確認できることから、申立人の国民年金の加入手続は同年11月以降に行われ、その際、申立人が大学を卒業した翌月の同年4月1日に遡って被保険者資格を取得したものと推認でき、申立人の主張と相違する上、申立期間に係る国民年金保険料の納付状況について、申立人は、納付場所、納付金額等の記憶が明確でない旨述べていること、及び申立期間当時に申立人と同居していた申立人の妻からも具体的な証言は得られないことから、申立期間に係る保険料の納付状況は不明である。

また、申立人は、一般通常の学生よりも将来の年金の受給額が少なくなることを危惧しており、少しでも早く保険料の納付を始めたいと考えていた点からも、加入直後の保険料が未納であることに不自然さを感じる旨主張しているところ、オンライン記録において、申立人は、平成元年 11 月 28 日付けで、婚姻日である同年 6 月 \* 日に遡って申立人の妻の被扶養配偶者として国民年金の第 3 号被保険者となっていることが確認できることから、同年 6 月以降の保険料が納付済みであれば、第 3 号被保険者期間に対する納付として、それらの保険料は還付となるが、還付された記録は無く、申立人も保険料が還付された記憶は無いと述べていることを踏まえると、同年 4 月及び同年 5 月の保険料を納付していたとは推認し難い。

さらに、オンライン記録において、申立人は、平成元年 12 月に A 市から B 市へ転入していることが確認できるところ、同市では、同年 4 月及び同年 5 月の保険料が未納のため、申立人に対して 2 年 2 月 26 日に納付書を送付したことが同市の国民年金保険料検認カードから確認できる上、その後上記期間に係る保険料が納付されたとの記録は同市の国民年金被保険者名簿から確認することはできない。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 千葉厚生年金 事案 4564 (事案 2543 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 4 月 1 日から同年 11 月 1 日まで  
② 昭和 30 年 10 月 31 日から 31 年 2 月 1 日まで

私は、昭和 29 年 4 月から A 社に勤務し、同社 B 出張所の C 及び D 事務所において E (職種) として働き、その後の 31 年 2 月から同社 F 支店において G (業務) で働き、同社が倒産するまで継続して勤務した。年金記録の訂正は必要でないとする前回の審議結果に納得できないので、再調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) A 社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人が昭和 29 年 11 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、30 年 10 月 31 日に資格を喪失し、31 年 2 月 1 日に再度資格を取得し、同年 5 月 30 日に資格を喪失したことが記載されており、オンライン記録と一致していること、ii) 当該事業所から提出された 29 年 11 月 10 日付けの社報の写しには、申立人が同年 11 月 1 日採用との記載が確認できること、iii) 当該事業所には、当時の人事記録等は保存されておらず、申立人が氏名を挙げた元上司及び元同僚 2 名に照会した結果、申立人のことを記憶しておらず、申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について証言を得ることができないことなどを理由に、既に当委員会の決定に基づき、平成 22 年 10 月 13 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、前回の審議結果に納得できないとして再申立てを行っているが、A 社が保管する昭和 29 年 4 月 1 日現在の職員名簿に記載がある同社 B 出張所の職員 20 名のうち 19 名が当該事業所の被保険者名簿

にも氏名が確認できるところ、そのうち4名に照会し、全員から回答を得られ、そのうち1名は、「申立人は、現地採用の職員で昭和29年4月には着任していたが、現地職員については試用期間等があり、ある程度の期間、厚生年金保険に加入させてもらえなかった。」と証言している上、上記19名のうち6名は、29年4月1日時点で当該事業所での被保険者資格を取得しておらず、1か月から11か月後に資格取得していることが確認できる。

また、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）において、申立人は、当該事業所において昭和29年11月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、30年10月31日に資格喪失し、31年2月1日に再度資格取得し、同年5月30日に資格喪失したことが記録されており、オンライン記録と一致する。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、ほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 千葉厚生年金 事案 4565 (事案 2513 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 11 月 1 日から 53 年 3 月 26 日まで  
私は、前回の申立てにおいて、年金記録確認 A 地方第三者委員会から「訂正不要」との決定を受けた後、元同僚が年金記録確認 B 地方第三者委員会で C 社に係る記録が訂正されたことを知った。その元同僚から記録訂正の通知文の提供を受けたので、新たな資料として提出する。

また、私の C 社の採用面接を行った元常務は、勤務実態を知っていることから、調査して記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人と同じ D (業務) 担当の複数の元同僚は、「C 社では入社から相当期間経過しないと社会保険に加入させてもらえなかった。」と供述していること、ii) 申立期間の直前まで経理及び社会保険事務を担当していた元同僚は、「D (業務) 担当者について入社後しばらくは社会保険に加入させておらず、厚生年金保険に加入させていなかった期間は厚生年金保険料を控除していなかった。」と供述していることから、申立期間当時、当該事業所では、D (業務) 担当者を入社後すぐに厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえることなどを理由に、既に当委員会の決定に基づき、平成 22 年 10 月 6 日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人は、元同僚が年金記録確認 A 地方第三者委員会で C 社に係る記録が訂正された際の通知文を新たな資料として提出しているが、申立人と当該元同僚の申立期間及び申立内容は異なっている。

また、申立人は、「私の採用面接を行った元常務は、私の勤務実態を知っているので、調査してほしい。」と主張しているが、当委員会の再三の照会に対して元常務から協力を得ることはできなかった。

さらに、申立人は、「申立期間当時、家族が医療機関を利用しており、そのとき使用した健康保険被保険者証はC社から受け取った。」として、申立期間当時の当該事業所の政府管掌健康保険の加入を主張しているが、申立人の兄が事業主であるE社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人は昭和49年11月1日に資格取得しており、52年10月31日付けの資格喪失届を53年1月17日に提出した記録があるところ、当該事業所の被保険者として健康保険の保険給付を受けたこと、及び資格喪失時に健康保険被保険者証の未返却の記載が確認できることから、申立期間の大部分は当該事業所の健康保険被保険者証を所持し、使用していたものと推認できる。

加えて、申立人から提出された口頭意見陳述申立書において、新たに氏名を挙げたD（業務）担当の元上司及び元同僚は既に死亡しており、申立人の勤務実態を確認することはできない上、口頭意見陳述において、新たにC社に係る記録が訂正された者の氏名を挙げているが、申立人が新たな資料として通知文を提出した上記元同僚と同様に、申立人とは申立期間及び申立内容が異なっている。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、ほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日まで

私は、昭和 37 年 3 月に中学校を卒業し、同年 4 月から同年 9 月末日まで、A社のB工場にC（職種）として勤務し、同年 4 月 1 日から厚生年金保険に加入しているはずなのに、同年 5 月 1 日からの加入となっていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間に係る厚生年金保険料控除の資料は無い。同僚の氏名も覚えていない。」と述べているところ、申立人と同じ中学校を卒業した元同僚の供述から、申立期間において、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業所における厚生年金保険の被保険者資格を申立人と同日（昭和 37 年 5 月 1 日）に取得している複数の元同僚は、いずれも、「37 年 4 月に入社したが、厚生年金保険の加入は同年 5 月からである。」と供述している。

また、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿において、申立人と同日に当該事業所で被保険者資格を取得している同学年の元同僚 8 人は、被保険者記号番号が連番で払い出されていることが確認できる。

さらに、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間当時の勤務実態及び保険料控除について確認できない上、新たに同じ社名で起業した元事業主の長男は、「申立期間当時の関係資料は無い。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 11 月 20 日から 52 年 2 月 1 日まで

私は、A社に昭和 47 年 6 月に入社し、当該事業所が倒産する間際の 52 年 1 月末日まで当該事業所の B 営業所に勤務していた。厚生年金保険の加入記録が 47 年 11 月 20 日で資格喪失となっていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び元同僚の証言から、申立人は、申立期間において、A社に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、元事業主とは連絡が取れないため、申立人の厚生年金保険の適用状況について確認することができない上、申立人は、当該事業所における元同僚の氏名を記憶していないことから、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間に被保険者資格を有する複数の元同僚に照会したが、具体的な供述を得ることができず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、上記被保険者名簿には、申立人に係る被保険者資格の喪失日は昭和 47 年 11 月 20 日、当該資格喪失届の受付日は同年 12 月 11 日と記載されているとともに、健康保険被保険者証が返納されていることが確認でき、記録訂正が行われた形跡は見当たらない上、同被保険者名簿において確認できる申立人以外の被保険者の標準報酬月額は、申立期間において複数回の定時決定等が行われており、当該事業所では、被保険者に係る届出を随時提出していたことがうかがえるところ、複数回にわたる定時決定等の際に申立人に係る標準報酬月額の記録のみが欠落すること、及び資格喪失後

についても事業主が申立人の給与から保険料を控除しながら、社会保険事務所（当時）への保険料の納付を失念し続けることは考え難い。

さらに、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 千葉厚生年金 事案 4568

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 4 月 1 日から 35 年 2 月 13 日まで

私は、平成 7 年頃、A社に勤務していたときの先輩から厚生年金保険の話聞き、B社会保険事務所（当時）に出向いて自分の年金記録を確認した際、A社に勤務していた厚生年金保険の加入期間が一時金として支給されていることを初めて知った。当時は、このような一時金の制度について知らなかったため、請求手続を行うはずはなく、脱退手当金を受け取った記憶も無いので、調査して厚生年金保険の加入記録を回復してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されている上、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されていることが確認できる。

また、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 35 年 4 月 6 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 千葉厚生年金 事案 4569

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 5 月 1 日から 37 年 4 月 1 日まで  
私は、A社に勤務した期間について、年金記録では脱退手当金を受給したことになっているが、当時は脱退手当金という制度があることも知らず、受給した記憶も無いので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されている上、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和 37 年 7 月 5 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 千葉厚生年金 事案 4570

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月 1 日から 49 年 1 月 1 日まで  
私は、申立期間において、A社B工場に勤務していたので、この期間の厚生年金保険の加入記録が無いことは納得できない。調査して厚生年金保険の加入記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間において、A社B工場に勤務し、主にC（作業）の仕事をしていた。」と主張しているところ、雇用保険の加入記録により、申立人は当該事業所において、昭和 47 年 9 月 18 日から同年 11 月 25 日まで勤務していたことは認められる。

しかし、A社には、申立人に係る厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除について確認できる当時の関連資料は無い上、当該事業所は、「C（作業）を行う社員は、パート社員が多く、パート社員は厚生年金保険に加入させていなかったと思う。」と回答している。

また、申立人は、申立期間当時の元同僚の氏名を記憶していないことから、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間において被保険者資格を有する複数の元同僚に照会したが、具体的な供述は得られず、申立人の厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。